

別表第1(第4条関係)

減免理由	適用範囲	対象保険料額	減免割合			減免の期間等
			前年の総所得金額	損害金額が3/10以上	損害金額が5/10以上	
条例第19条第1項第1号に該当	当該損害金額から保険給付金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を控除した額が、その価格の3割以上のとき。	被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額 被保険者均等割額	前年の総所得金額	損害金額が3/10以上	損害金額が5/10以上	当該事由が発生した日から1年間で必要と認められる期間
			500万円以下	50%以内	全部	
			750万円以下	25%以内	50%以内	
			1,000万円以下	12.5%以内	25%以内	
条例第19条第1項第2号、第3号又は第4号に該当	前年の総所得金額が410万円以下で、当該年の所得見込額が前年の総所得金額と比較して2分の1以下に減少したとき。	被保険者に係る所得割額	前年の総所得金額	減少割合1/2以下	減少割合1/3以下	当該申請のあった日の属する年度内で必要と認められる期間
			110万円以下	70%以内	80%以内	
			210万円以下	60%以内	70%以内	
			310万円以下	50%以内	60%以内	
			410万円以下	40%以内	50%以内	
条例第19条第1項第5号に該当	被保険者が刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。	被保険者の措置期間に相当する所得割額及び被保険者均等割額について免除				
条例第19条第1項第6号に該当	災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村に住所を有する被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が、その災害により、死亡し、又は重篤な傷病を負ったとき。	同一世帯に属する被保険者の保険料額	全部			災害救助法が適用された日から必要と認められる期間。 ただし、行方が不明である場合の減免に関しては、その行方が明らかとなったときは、行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの保険料とする。
	災害救助法が適用された市町村に住所を有する被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が、その災害により、行方が不明であるとき。					
	災害救助法が適用された市町村に住所を有する被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が、その災害により、事業収入等の減少が見込まれ、次に掲げる事項すべてに該当するとき。 ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 イ 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。 ウ 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。	同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額に、世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）を被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額で除して得た額を乗じて得た額	世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免割合		
			300万円以下	全部		
			400万円以下	80%		
			550万円以下	60%		
			750万円以下	40%		
			1,000万円以下	20%		
	災害救助法が適用された市町村に住所を有する被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が、その災害により、居住する住宅に損害を受けたとき。	当該被保険者の保険料額	損害程度	減免割合		
				全壊	全部	
半壊・大規模半壊				50%		
床上浸水				50%		
			※長期避難世帯（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに該当する世帯をいう。）の主たる生計維持者については、その居住する住宅の損害程度を全壊とみなす。			
災害救助法が適用された市町村に住所を有する被保険者が、その者の属する世帯の主たる生計維持者の以外の者であって、その災害により、行方が不明であるとき。	当該被保険者の保険料額	全部				